

議案第35号

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の設定について

次のとおり鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然

館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にする心を育むとともに、観光の振興に寄与するため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以下「自然館」という。）を岩美郡岩美町に設置する。

(開館時間)

第3条 自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。
- 3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第4条 自然館の休館日は、次に掲げる日（7月20日から8月31日までの日を除く。）とする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(行為の制限等)

第5条 自然館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 自然館の施設又は資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けないで、自然館の資料を模写し、又は撮影すること。

(3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(4) 許可を受けないで物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館を拒み、又は自然館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第6条 知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。